

# 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の 認定要件・留意事項・支援措置

## 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の要件※

※詳細は、地域再生法第17条の2、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン」等をご参照ください。  
主な要件は以下のとおりです。

主な要件(抜粋)	
1. 認定地域再生計画に適合するものであること	ア 特定業務施設の整備であること。 イ 認定地域再生計画で定められた目標に寄与すること。 ウ 認定地域再生計画で定められた地方活力向上地域内であること。 エ 事業区分(移転型事業、拡充型事業の別)が適正であること。 オ 事業期間が適切であること(申請書に記載された事業期間が5年以内であり、かつ、認定地域再生計画の計画期間を超えるものでないこと)。 カ 地方全体の雇用の拡大の推進に寄与するものであること。
2. 常時雇用する従業員に関する要件に適合するものであること	ア 特定業務施設において特定業務(*)に従事する常時雇用する従業員数が10人(中小企業者の場合には5人)以上であること。(*特定業務:特定業務施設において行われる業務)。 イ 特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数が10人(中小企業者の場合には5人)以上であること。加えて、移転型事業の場合には、増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること。 ※ア及びイは、いずれも地方活力向上地域特定業務施設整備計画の計画期間終了時において達成していることを要件としている。
3. 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	ア 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容及び実施時期が具体的、かつ、実現が見込まれるものであること。 イ 特定業務施設となる建物等の内容が地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実施するために不十分なものでなく、かつ、適正な価格となっている等、当該計画を円滑かつ確実に実施するものであること。 ウ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金の額が当該計画の内容等を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであること。 エ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定前に取得し、又は建設を開始した建物等が当該計画の対象となっていないこと。

## 認定申請に当たっての留意事項

債務保証の活用を希望される場合の認定申請に当たって、以下の点に留意してください。

- (1) 認定事業者は、中小機構の債務保証を活用する場合には、以下の要件を満たす必要があります。
  - ア 事業の資金計画が適切なものであること。
  - イ 認定事業者の財務が健全であること。
    - ・直近決算書において実質債務超過でないこと(含み不良資産等による実質債務超過でないこと)。
    - ・有利子負債がキャッシュフローの10倍を超えていないこと(借入過多でないこと)。
  - ウ 中小機構の保証付借入の資金使途は設備資金のみであること(賃貸に係る資金等運転資金は含まないこと)。
- (2) 中小機構の債務保証審査は、貸付金融機関からの申込みにより、中小機構による金融審査等の総合判断に基づき決定するため、認定都道府県知事による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をもって、債務保証が決定されるものではありません。
- (3) 都道府県が地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をする際に、中小機構への事前相談は必須ではありません。
- (4) 債務保証を希望されている金融機関、事業者におかれましては、お早めに中小機構へご相談ください。

## 計画認定により受けられる支援措置の概要

支援措置	
＜＞内は根拠条文です。「法」は地域再生法を指します。	
金融支援	中小機構による債務保証<法第17条の3> 認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証
税制	特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例[オフィス減税]<法第17条の4> 認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)
	特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例[雇用促進税制]<法第17条の5> 認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除

## オフィス減税・雇用促進税制の概要※

※詳細は、租税特別措置法等の関係条文をご参照ください。

税制優遇		拡充型	移転型
<b>オフィス減税(※1)</b> 認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得した特定建物等(※1)に係る特別償却又は税額控除(選択的適用) 特定建物等の取得価額要件 大企業 2,000万円以上 中小企業 1,000万円以上	特別償却	〔特別償却限度額〕 = 〔特定建物等の取得価額〕 × 15%	〔特別償却限度額〕 = 〔特定建物等の取得価額〕 × 25%
	税額控除	〔税額控除限度額〕 = 〔特定建物等の取得価額〕 × 4% * (*計画認定が平成29年度の場合は2%)	〔税額控除限度額〕 = 〔特定建物等の取得価額〕 × 7% * (*計画認定が平成29年度の場合は4%)
<b>雇用促進税制(※2)</b> 認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除		① 増加雇用者1人当たり50万円を税額控除(※3) ② 法人全体の雇用増加率が10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除	① 増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除(※4) ② ①のうち30万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続 ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、東京23区から地方への転勤者にも適用

(※1) オフィス減税及び「特定建物等」の詳細は、租税特別措置法第42条の11の2等をご参照ください。

(※2) 雇用促進税制の詳細は、租税特別措置法第10条の5、第42条の12等をご参照ください。

(※3) 従来の雇用促進税制(1人当たり40万円の税額控除)に加え、特定業務施設(地方拠点)分は控除額が10万円上乗せされます。

(※4) 左欄拡充型の①50万円/②20万円に加え、当該特定業務施設における当期増加雇用者一人当たり30万円の控除額が上乗せされます。

## 地方活力向上地域特定業務施設整備事業全体のお問い合わせ窓口

認定地域再生計画を所管する各都道府県の担当部署

(なお、認定制度の内容については、

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 [TEL 03-3501-0645])